

官報

号外

平成十二年三月七日

○第四百七十七回 衆議院会議録 第八号

平成十二年三月七日(火曜日)

議事日程 第六号

午後零時三十分開議

第一 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

柳沢伯夫君の故議員前島秀行君に対する追悼演説

日程第一 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

午後零時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第二番、宮城県第六区選出議員、大石正光君。

(大石正光君起立、拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

議員前島秀行君は、去る二月十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

前島秀行君に対する弔詞は、議長において去る二月十三日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力された議員前島秀行君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員前島秀行君に対する追悼演説

○議長(伊藤宗一郎君) この際、弔意を表するため、柳沢伯夫君から発言を求められております。これを許します。柳沢伯夫君。

(柳沢伯夫君登壇)

○柳沢伯夫君 ただいま議長から御報告がありまして、本院議員前島秀行先生は、去る二月十日逝去されました。

国会は、召集のあった直後から、公職選挙法改正案の審議をめぐって与野党の間は厳しい対決の様相となりましたが、前島先生は、この中で与野党調整の最前線に立って活躍しておられました。

そのさなかの二月三日夜十時ごろ、九段宿舍において突然気分不快を訴えられ、東京女子医科大学病院に入院されました。そして、入院後幾ばくもなく、御家族の切なる回復の願いにもかかわらず、ついに不帰の客となられました。

個人的にもいささか先生と交流のあった私にも、余りに律儀な先生がその律儀さのゆえに職務に拘りだされてしまったという思いが胸に込み上げてくるのを、いかんともすることができません。いかに天命とは申せ、先生はまだまだ五十八歳、その死は惜しみても余りあるものがあり、まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

前島先生は、昭和十六年六月、静岡県富士宮市に生をうけられました。父君は、東京電力に勤務しつつ、電産労組員として活発に組合活動をしておられました。そうした立場から、父君はまた、本院副議長を務められた故勝間田清一先生の熱心かつ有力な支持者であられたこととであります。

このような環境の中で、前島先生は、御両親の慈愛を一身に受けながらも、同時に、かなり若年のころから社会に眼を向けた少年として育たれたのであります。

昭和二十九年の六月から九月にかけて、我が国十大紡の一つであった近江絹糸で世上にいわゆる人権争議が起り、前島先生の郷里の富士宮工場も争議のあらしに巻き込まれました。

ある夜、当時の右派社会党の書記長淺沼稻次郎氏の来援があり、前島少年は、母君と一緒に、小わきにござを抱えて露天の会場に赴き、淺沼代議士の演説を聞いたということとあります。当時、前島先生は十三歳、中学一年生という人生で最も多感な時期にあり、そのような時期に、あの音に聞こえた、演説百姓、人間機関車の生の声に接せられたこととなります。少年が大いに心を揺さぶられ、その後の人生の歩みに多大の影響を受けたであろうことは想像にたかなくともあります。

その後、前島先生は、地元、富士宮市立高等学校を卒業の後、淺沼先生と同じ早稲田大学政治経済学部に進学されました。そして、いわゆる安保闘争の中で青春の彷徨を経た後、昭和四十年、卒業と同時に社会党本部書記局に入られ、生涯を党にささげることとなるその第一歩を踏まれたのであります。

書記局にあつては、平和運動、特に昭和四十七年に実現される沖繩返還の運動に取り組み、党の闘争本部事務局の責任者の一人として長期にわたって沖繩に滞在するなどして、運動に汗を流されました。

そして、早くも昭和五十二年には、成田知巳委員長のもとで、百五十名書記局員のトップ、総務部長に就任されました。これは先生が務められた第一回目の総務部長職であります。

前島先生は、その後、石橋委員長のもとで、総務部長に異例の返り咲きを果たされております。前島先生御自身、「勝間田先生は、自分にとって年代的にもはるかに遠く、その存在は仰ぎ見るようなものだった。自分が真に私淑したと言えるのは、石橋政嗣先生だった」と述懐されていたと聞きます。

その言葉どおり、前島先生は、石橋氏のもとで、同氏の書記長時代には党派連の秘書として気配り十分の仕事ぶりを示し、委員長時代には再度の総務部長として書記局の切り盛りを一切任せられ

るなど、期待されたとおりの働きをされたとお聞きします。

このような赫々たる実績を上げられた書記局時代は、前島先生の次の飛躍を準備せすにはおこなったのであります。時あたかも、勝間田代議士の引退の時期でもありました。昭和六十一年五月一日、メーデー当日、地元沼津市において前島先生は、勝間田先生から直接に後継者に指名され、みずから次期衆議院議員総選挙に立候補を表明されました。

これを受けての地元期待と熱意の盛り上がりはすさまじく、出馬表明からわずか二カ月余りの同年七月六日、この無名の四十五歳は、第三十八回総選挙において見事に初陣を飾られたのであります。(拍手)

その後、平成二年、平成五年の総選挙に連続当選された先生は、平成八年の新制度による選挙でも、東海選挙区でただ一つ、社会民主党の衆議院の議席を確保されました。

先生は、本院においては、主に農林水産委員会や沖縄及び北方問題に関する特別委員会が活躍されました。沖縄は、先生が若い書記局員時代から、持続して情熱を注がれてきたテーマであります。村山内閣時代、沖縄米軍基地の問題について、政府と沖縄県とが直接協議する場が初めて設置されたのでありますが、その基礎は、前島先生の御努力によって築かれたのであります。

他方、農政、林政には、衆議院議員当選の後、一貫して熱心に取り組まれました。

昨年の通常国会では、ほぼ四十年ぶりに実質改正される農業基本法の審議が行われましたが、この審議に当たって、先生は、たびたび質疑に立たれ、我が国食料の安定供給の確保と自給率の向上のために、固定的ではなく、動態的視点から目標を設定し、計画を策定することが必要であるとの考え方を強く説かれ、その論議を各党との修正協議に反映させることに見事なリーダーシップを発揮されたのであります。

このように、政策の場での先生の御精進は著実に実を結んでまいりました。

しかし、政治家前島秀行の生きた時代は、そうした具体的な政策努力を重ねてきた時代は、その使命が全うできたといった、幸せな安定の時代ではありませんでした。すなわち、二十世紀を大きく支配した一つのイデオロギーが力を失い、多分そのことが影響した結果、先生が少年の日からその歩みをとらされ、人生のすべてをささげてこられた日本社会党は、激しい波浪に襲われました。このような状況の中で、先生は、むしろ党活動により大きな力を注がざるを得なかったと思われま

す。先生は、旧社会党副書記長、社会民主党総務局長など次々と党のまとめ役のポストにつかれ、あくまでも党の統一を守り、その上で改革を進めるという道を懸命に探っておられたようにお見受けいたしましたのであります。

平成十年一月以降は党の院内総務会長を務められ、党活動の中でも激務中の激務と言われる国会対策の責任を担うこととなりました。そして、最近では、野党側の国会対策のなかめ的な存在となり、野党の結束に心を砕かれておられたとのことでありました。いつも、誠意を尽くし、筋を通そうとされた先生の真摯な姿勢には、党派を超えて多くの信頼が集まっていたと聞くのであります。(拍手)

このように、前島先生は、本院議員に連続して四回当選され、在職期間は十三年八月に及んだのであります。この間、国会活動、党活動を通じて国政に偉大な功績を残されたのであります。

先生は、村夫子然とした頑健な体格の上に、えびす顔の笑顔を絶やさない陽気なお人柄で、だれからも好かれる存在でありました。他面、郷里にそびえる富士を常に仰ぎ見る求道者でもありました。「自分は弱者という言葉は嫌いだ、日の当たらないところにいる人たちは決して切り捨てない」とおっしゃる先生のお言葉を、つい最近も

地元の人が耳にしております。

さて、先生は、これまで長く、文字どおり縁の下力持的な立場で党を支えることに徹してこられました。しかし、今や先生が表舞台に立つべき時期が近づいていたのであります。年齢的にも、それが十分可能な若さをお持ちでありました。

今までで一番よくできた先生御自身大満足だった次の総選挙用のポスターには、先生の笑顔と一緒に、「市民との連立」というスローガンが刷り込まれていたことでもあります。先生の胸のうちに、このスローガンのもとで、やりたいこと、実現したいことが山のようにあったに違いありません。

そんな、まさにこれからというとき、文字どおり道半ばで、先生は倒れられてしまいました。本人の無念と御家族の悲しみをお察しするとき、私は言葉を失うのであります。

今、二十一世紀へ向けて日本をどう立て直すかの設計図を描くことは、我々政治家に課せられた死活的な使命と申せましょう。このときに当たり、現実を見きわめ、理想を求め、ひたすら無私に行動された政治家前島秀行先生を失いましたことは、社会民主党・市民連合のみならず、本院にとっても、国家国民にとっても大きな損失であり、惜しみてもなお余りあるものであります。(拍手)

ここに、謹んで前島秀行先生の生前の御功績をたたえ、その人となりへの心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。石炭対策特別委員長土肥隆一君。

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(土肥隆一君登壇)

○土肥隆一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、石炭鉱業をめぐる諸情勢から見て、石炭鉱業の構造調整等を完了させることができる状況にあることにかんがみ、平成十三年度末までの現行石炭政策の期限内に石炭対策を完了するために必要な財源措置を講ずるとともに、石炭対策関係法律を廃止し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法を改正し、石炭対策完了に要する経費について平成二十年度及び二十三年度において石炭勘定の負担による借り入れ等を可能とするとともに、必要な措置を定めた上で、平成十三年度末をもって石炭勘定を廃止することとしております。

第二に、臨時石炭鉱業復旧法、石炭鉱業構造調整臨時措置法、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法、石炭鉱害賠償等臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律を、必要な経過措置等を定めた上で、平成十三年度末をもって廃止することとしております。

第三に、地域振興整備公団法及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律を改正し、地域振興整備公団及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭対策に係る業務について、

一定の経過措置等を定めた上で、平成十三年度末をもって終了させるものであります。

本案は、去る二月二十三日本委員会に付託され、同月二十四日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨六日質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 深谷 隆司君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第四二号

平成十二年三月三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十二年三月七日 衆議院会議録第八号 議長報告

天皇皇后両陛下下のオランダ国及びスウェーデン国御訪問について
標記について、本日(三月三日(金))の閣議において別紙のとおり決定したので、通知します。

(別紙)

天皇皇后両陛下下のオランダ国及びスウェーデン国御訪問について
(平成十二年三月三日閣議決定)

かねてより、オランダ女王陛下及び王配殿下並びにスウェーデン国王王妃両陛下から、天皇皇后両陛下に対しそれぞれ両国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と両国との友好親善関係にかんがみ、本年、両陛下に両国を公式に御訪問願うことといたしたい。

なお、両陛下には、両国御訪問の途次、スイス国及びフィンランド国にお立ち寄りになる。

御日程については、今後両国政府と協議の上決めることとなるが、五月二十日東京御出発で、全体として約二週間となる予定である。

(報告書受領)

一、去る一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。

内閣自第七号

平成十二年三月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院宮城県第六区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十二年二月二十七日執行の衆議院宮城県第六区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選挙法第八十二条の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成十二年二月二十七日
当選 年 月 日 平成十二年三月一日
当選 告 示 年 月 日 平成十二年三月一日
当選 証 書 付 与 年 月 日 平成十二年三月一日
全候補者の得票総数 一一五、二二二票

法定 得 票 数 一九、二〇五・三三三票

得 票 人 大石 正光

住 所 宮城県登米郡中田町石森

職 業 政党役員

届出政党等の名称 民主党

生 年 月 日 昭和二十年一月二十八日

(要求書受領)

一、去る二月二十九日、内閣から、科学技術会議議員に石塚貞君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二月二十九日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に植田和男君を任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二月二十九日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に宮島洋君及び森島昭夫君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二月二十九日、本院は、科学技術会議議員に石塚貞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二月二十九日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に植田和男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二月二十九日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に宮島洋君及び森島昭夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(当選証書対照)

一、宮城県第六区における補欠選挙の結果当選した議員大石正光君に対し、去る一日当選証書の対照を終わった。

(応召議員)

一、去る一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

宮城県第六区

(議席変更)

一、去る二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三三	渡辺 周君
一三四	川内 博史君
一三五	原口 一博君
一三六	近藤 昭一君
一三七	末松 義規君
一三八	藤田 幸久君
一三九	平野 博文君
一四〇	生方 幸夫君
一四一	城島 正光君
一四二	桑原 豊君
一四三	中桐 伸五君
一四四	今田 保典君
一四五	富沢 篤敏君
一四六	石毛 鏡子君
一四七	鍵田 節哉君
一四八	松本 惟子君
一四九	葉山 峻君
一五〇	福岡 宗也君
一五一	渋谷 修君
一五二	中田 宏君
一五三	枝野 幸男君
一五四	玄葉光一郎君
一五六	吉田 治君
一五七	榊床 伸二君
一五八	松沢 成文君

一五九	田中 甲君
一六〇	小沢 鋭仁君
一六一	藤村 修君
一六二	山本 孝史君
一六四	河村たかし君
一六五	上田 清司君
一六六	金田 誠一君
一六七	木幡 弘道君
一六八	石井 紘基君
一六九	永井 英慈君
一七〇	仙谷 由人君
一七二	肥田美代子君
一七三	北村 哲男君
一七四	田中 慶秋君
一七五	岡田 克也君
一七六	松本 龍君
一八〇	赤松 広隆君
一八一	鉢呂 吉雄君
一八二	大島 章宏君
一八三	古賀 一成君
一八四	高木 義明君
一八五	小林 守君
一八六	細川 律夫君
一八九	小平 忠正君
一九〇	堀込 征雄君
一九一	五島 正規君
一九二	土肥 隆一君
一九三	岩田 順介君
一九四	家西 悟君
一九五	佐々木秀典君
一九六	山元 勉君
一九七	北橋 健治君
一九八	坂上 富男君
一九九	中沢 健次君
二〇〇	安住 淳君
二〇一	中川 正春君
二〇二	島津 尚純君
二〇三	岩國 哲人君

二三五	前原 誠司君
二四一	海江田万里君
二四九	池田 元久君
二六四	三ツ林弥太郎君
四四一	中尾 栄一君

(議長指定)
一、去る二日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。
二〇〇 大石 正光君
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
辞任 杉山 憲夫君 補欠 実川 幸夫君
谷 洋一君 奥谷 通君
河村たかし君 石井 紘基君
奥谷 通君 谷 洋一君
実川 幸夫君 杉山 憲夫君
石井 紘基君 河村たかし君
大蔵委員
辞任 岩國 哲人君 補欠 中山 義活君
河村たかし君 木幡 弘道君
中川 正春君 藤村 修君
中山 義活君 鍵田 節哉君
鍵田 節哉君 岩國 哲人君
木幡 弘道君 河村たかし君
藤村 修君 中川 正春君
運輸委員
辞任 志位 和夫君 補欠 平賀 高成君
平賀 高成君
予算委員
辞任 岩國 哲人君 補欠 坂上 富男君
平賀 高成君 矢島 恒夫君
濱田 健一君 菊地 董君

坂上 富男君	奥田 建君
矢島 恒夫君	平賀 高成君
菊地 董君	濱田 健一君
奥田 建君	岩國 哲人君
平賀 高成君	志位 和夫君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。
農林水産委員 大石 正光君
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
石炭対策特別委員
辞任 渡辺 博道君 補欠 久間 章生君
一、昨六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
石炭対策特別委員
辞任 野田 聖子君 補欠 栗原 博久君
古屋 圭司君 森 英介君
長内 順一君 久保 哲司君
野田 毅君 松浪健四郎君
栗原 博久君 野田 聖子君
森 英介君 古屋 圭司君
久保 哲司君 長内 順一君
松浪健四郎君 野田 毅君
(議案提出)
一、去る二月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法のの一部を改正する法律案
一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案
農地法の一部を改正する法律案
一、昨六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

確定拠出年金法案
予防接種法の一部を改正する法律案
(議案受領)
一、去る二月二十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 農産物検査法の一部を改正する法律案 漁港法の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 内閣委員会 付託 一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 文教委員会 付託 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号) 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号) 以上二件 農林水産委員会 付託 一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号) 運輸委員会 付託 (議案送付) 一、去る二月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 平成十二年度一般会計予算 平成十二年度特別会計予算 平成十二年度政府関係機関予算 平成十二年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
(予備的調査要請書送付)

一、去る二月二十九日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。
医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査要請書(中川智子君外五十三名提出、平成十二年衆予調第一号) 厚生委員会 送付

(質問書提出)
一、去る二月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「定期借家権」による混乱と危険性に関する質問主意書(保坂展人君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問主意書(濱田健二君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問主意書(石井紘基君提出)

(答弁書受領)
一、去る二月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員前原誠司君提出吉野川第十堰改築事業に関する質問に対する答弁書

平成十二年二月一日提出
質問 第三二号

吉野川第十堰改築事業に関する質問主意書
提出者 前原 誠司

吉野川第十堰改築事業に関する質問主意書
一月二十三日、徳島県徳島市で行われた建設省

直轄事業「吉野川第十堰改築計画」に対する住民投票において、市民の過半数が同事業に対して反対の意を明らかにした。
平成七年に改正された「河川法」においては、河川事業における「環境保全」「住民参加」の拡充を進め、建設省は爾後の河川行政の方向性を明らかにしたが、今回の住民投票の結果はこの方向性に鑑み、重大な意味を持つものと考えられる。

従って、次の事項について質問する。
一 今回の住民投票の結果を内閣としてどう受け止めるのか。

二 吉野川において現堰を撤去し、新たに可動堰を設置するという現在政府が主張している計画は、何時、誰の責任において決定されたのか。

また決定に至るまでの経過を示されたい。
三 平成七年度改正によって河川法に盛り込まれた「環境保全」「住民参加」は、本事業においてどう活かされているのか。

四 平成十一年十二月、中山建設大臣が徳島市長に対して花押付の信書を送付している。中山建設大臣はこの信書をどのような立場で、何を目的として送付したのか。現行機関委任事務における上級庁の責任者として或いは市に対する補助金を交付する権限を有する者として、政治的圧力と受けとめられることを考慮すべきと考えらるが、如何か。また中山建設大臣はこの信書を公開したが、その目的は何か。

五 中山建設大臣は同住民投票について「民主主義の誤作動」と発言しているが、この真意は何か。「住民投票は民主主義にあるまじき行為」との意味とも受け取れるが、そのような意味で発言したのか。また小淵総理も同様の認識を有しているのか。

六 自民党の編纂民権院議員は、一月二十一日徳島市において「住民投票などこそ食うえだ」と発言している。この発言は民主主義原理を完全にはき違えたものと考えるが、これは政府の正式な見解と一致するのか。

七 政府は吉野川第十堰改築問題は科学的・技術的問題であるとしている。しかし阪神大震災で見られるように、政府の言う科学的・技術的知見は必ずしも絶対ではないと考えるが、この知見が正当であることとを一体誰の責任において言明できるのか。米國政府は治水におけるダムという手法を放棄しているが、政府はこの米國政府の選択を科学的に正当ではないと考えているのか。

また研究課程にある科学的・技術的知見が、投票という基本的な参政権の行使をもって示された民意を超越するものと考えられるのか。

八 「住民投票」は議會制民主主義を侵害するものか或いは議會制民主主義を補完するものか。理由を付して政府の考えを問う。

九 公共事業について関係住民が意見を表明する場合、「住民投票」以上に明確な方法があると政府は考えるのか。また平成七年改正後の河川法における「住民意見の表明」には住民投票は含まれていないが、これ以上に民主主義を実現する上で適切な手法はないと考えるが、政府の認識は如何か。

十 個別の公共事業に関しては、一般に政府部内のみによって事業の決定が行われ国会が関与することはない。毎年度数兆円にもなる税金を投入する公共事業については、個別に議會の判断を仰ぐべきと考えらるが、政府の考えは如何か。

十一 「ダム等事業審議委員会」は事業者が当該ダム・堰事業の目的・内容等について地域の意見を的確に聴取することを目的に設置されているが、結果的に本事業においては地域の意見を的確に反映し得なかったこととなる。この点について政府はどのように考えるか。

十二 公共事業の計画策定及び実施は、「公権力の行使」に該当するか。

十三 国直轄事業の実施によって不利益を被ると考える以下の者は、「行政不服審査法」に基づく審査請求、異議申立又は「行政事件訴訟法」に基づく出訴ができるか。

1 事業法上、関与権限のある地方公共団体
2 事業法上、関与権限のない地方公共団体
3 事業区域域内又は事業区域に近接した区域に住む住民
4 国民

十四 十三に掲げる方法の他、国が行う公共事業に対して反対の意見を有する者が、当該事業の差し止めを求める方法にはどのようなものがあるか。

十五 徳島市の住民投票により関係住民の反対の意思が明確になっても、政府は従前どおり計画の推進を明言しているが、内閣の有する「行政権」が住民の個別具体的な意思表明を超越する理由は何か。

右質問する。
内閣衆質一四七第三号
平成十二年二月二十九日
内閣総理大臣 小淵 恵三
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿
衆議院議員前原誠司君提出吉野川第十堰改築事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員前原誠司君提出吉野川第十堰改築事業に関する質問に対する答弁書

一 について
徳島市の住民投票の結果については、一級河川吉野川水系吉野川(以下「吉野川」という)の流域の治水のために固定堰である現在の第十堰を放置しておけないことが十分に理解されていなかったことによるものと認識している。

また、第十堰の改築は、二市六町にわたる住民の生命及び財産の安全にかかわる事業であり、今後、関係住民との対話を積み重ねていくことが重要であると考えている。

二について

第十堰の改築については、河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号)による改正前の河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、河川審議会の意見を聴いた上で、河川管理者である建設大臣が昭和五十七年三月に吉野川水系工事実施基本計画を改定し、同計画において、吉野川の池田から下流部について、「既設固定堰の改築を行って、洪水の安全な流下を図る」と位置付けたものである。

第十堰を可動堰に改築する事業計画の原案(以下「事業計画の原案」という。)については、建設省四国地方建設局が、平成七年九月に「ダム等事業に係る事業評価方策の試行について」(平成七年七月十四日建設省河開発第九十八号建設省河川局長通達。以下「河川局長通達」という。)に基づき設置した吉野川第十堰建設事業審議委員会(以下「第十堰審議委員会」という。)に諮り、第十堰審議委員会において審議され、平成十年七月に第十堰審議委員会から、本事業を実施することが妥当である旨の意見が提出されたものである。

現在、事業計画の原案を建設省として関係地方公共団体、住民等に示している段階にある。

三について
第十堰の改築に関しては、建設省四国地方建設局徳島工事事務所(以下「徳島工事事務所」という。)が、水域及び陸域の現況並びに生物の現況を把握して第十堰の改築に伴う周辺環境の保全対策について検討しこれらを事業に反映させるための提言及び助言を行うことを目的として平成四年十月に設置した第十堰環境調査委員会が、平成九年三月に中間報告を取りまとめたところであるが、今後も、徳島工事事務所においては、同委員会の意見を聴きながら環境に係る調査等を継続して実施し、必要な措置を講じていくこととしている。

また、関係住民の意見を反映させるため、徳島工事事務所においては、今日まで、対話集会、地区別説明会、模型実験の公開等の措置を実施してきたところである。今後、住民の意見を反映させるための措置を従来にも増して積極的に講じていくこととしている。

なお、御指摘の河川法の改正は、平成九年に行われ、同法の目的に「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があるとき、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと等とされたものである。

四について

御指摘の信書は、治水を担当する建設大臣及び防災を担当する国土庁長官として、詩に託した吉野川に対する自らの思い及び吉野川の流域全体で治水を考えることの重要性を市民の安全を守る立場にある徳島市長に理解していただくため、送付したものである。

また、回信書は、その内容を国民に広く理解していただくため、公開している。

五について

御指摘の「民主主義の誤作動」との建設大臣の発言は、今後の第十堰の改築の方向性については、徳島市の住民投票の結果のみによって建設大臣自らが見誤らないようにすべきであるとの考えを述べたものである。内閣総理大臣は、建設大臣がこのような趣旨で発言をしたとの報告を受けている。

六について

御指摘の発言については、一国会議員としての発言であり、政府としては、これに関する見解を述べる立場にはないものと考えている。

七について

河川法第九條第一項の規定により、吉野川の管理は建設大臣が行うこととされている。した

がつて、第十堰の改築については、関係住民の意見も聴きながら科学的及び技術的知見等を踏まえて、建設大臣がその責任の下に総合的な判断を行うべきものであると考える。

また、建設省として、アメリカ合衆国政府において御指摘のような「治水におけるダムという手法を放棄している」という事実は確認していない。

八について

住民投票をどのように考えるかについては、既に第二十四次地方制度調査会専門小委員会報告(平成八年四月十六日)においても指摘されているように、地方行政への住民の参加の機会の拡大のための方策として、更には議会の活性化を図る観点からも住民投票制度の導入を検討するべきではないか等の意見が見られる一方、現行の代表民主制を基本とした地方自治制度の下で議会や長の本来の機能と責任との関係をどう考えるのか、住民投票に適する事項及び適さない事項は何であるか等について慎重に考える必要があるのではないかと、等の意見が見られるところであり、更に引き続き検討する必要があるものと考えられる。

九について
公共事業について関係住民が意見を表明する方法として住民投票をどのように考えるかについては、八について述べたとおり、更に引き続き検討する必要があるものと考えられる。

また、河川事業については、公聴会の開催等により関係住民の多種多様な意見を集約することが適切であると考えている。

十について
公共事業に関しては、予算において所要額を計上し、国会の議決を経ているところである。

また、個別の公共事業については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二第一項等に基づき支出負担行為の実施計画についての大蔵大臣の承認を経て事業を実施すると

ともに、支出負担行為の実施計画の概要については、予算成立後速やかに公表し、事業の透明性の向上に努めているところである。

したがって、今後とも、公共事業の適切な実施に努めてまいりたい。

十一について

河川局長通達に基づき設置されるダム等事業審議委員会は、その構成を審議対象事業に対する地域の意見が的確に反映されるものとするため、関係都道府県知事及びその推薦する者を委員としており、地域住民等からの意見聴取等を含む委員会の運営も同委員会自らの判断において行うこととし、当該事業の目的、内容等に対する地域の意見を反映し得る審議を行うこととしたものである。

第十堰審議委員会は、徳島県知事及びその推薦した委員により構成され、委員会を十四回、公聴会を三回及び技術評価報告会を二回開催し、約二十年十月にわたり審議を行い、意見を提出したものである。

十二について

御指摘の「公権力の行使」の意味が必ずしも明らかではないが、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「行訴法」という。)第一条第一項及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号。以下「行訴法」という。)第三条第一項に規定する公権力の行使とは、法が認めた優越的な地位に基づき、行政庁が法の執行としてする権力的意思活動であり、その行為によって、国民に対し権利を設定し、義務を課しその他法律上の効果を発生させるものをいうと解されている。

したがって、公共事業の計画の策定及び実施は、一般的には、これらの法律に規定する公権力の行使には該当しないと考えられるが、公権力の行使に該当するかどうかについては、当該公共事業の計画の策定及び実施がその根拠法規においていかなる性質のものと規定されているか

に於て、個々具体的に判断する必要があるものと考へる。

十三について

御指摘の「国直轄事業の実施が、行服法第三条第一項に規定する審査請求若しくは異議申立て(以下「不服申立て」という。)又は行訴法第三条第二項に規定する処分取消しの訴えの対象となるためには、当該直轄事業の実施が公権力の行使に該当することが必要であり、その該当性については、十二について述べたとおり、個々具体的に判断する必要があるものと考へる。

さらに、不服申立てをすることが出来る者及び処分取消しの訴えを提起することが出来る者は、一般的には、当該処分その他公権力の行使に当たる行為により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であると解されている。したがって、御指摘の1から4までに掲げる者で不利益を被ると思われるものが、これらの不服申立てをすることが出来る者又は処分取消しの訴えを提起することが出来る者に該当するか否かについては、これらの者に具体的に判断する必要があるものと考へる。

十四について

御指摘の「当該事業の差し止めを求める方法」としては、民事訴訟において所有権等に基づき差し止めを請求する方法等が考へられる。

十五について

七について述べたとおり、建設大臣は、関係住民の意見も聴きながら科学的及び技術的知見等を踏まえて、その責任の下に総合的な判断を行つて吉野川の管理を行ふべきものであると考へる。

なお、建設省としては、第十堰について、今後、事業計画の原案以外の種々の代替案も議論の対象として、関係住民との対話を積み重ねていくこととしている。

(答弁通知書受領)

一、去る二月二十九日、内閣から、衆議院議員伊藤藤吉君提出北富士演習場地区に係わる林野雑産物損失補償金の支出に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三日、内閣から、衆議院議員藤田幸久君提出首都高速中央環状王子線に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年三月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出合併処理浄化槽の普及促進に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年四月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

平成十二年二月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第一条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

(臨時石炭鉱害復旧法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 臨時石炭鉱害復旧法

二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)

三 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)

四 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

五 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)

六 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十八号)

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第三条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「利子の補給については、」の下に「第十条、第十二条第五項及び第十三条の規定は、」を、「平成二十二年年度の終了の日までの下」に、「第十三条の二第一項の規定は平成十四年三月三十日まで、なおその効力を有しを加える。

3 平成十四年度の開始の日から平成二十二年年度の終了の日までの間において行われる利子の補給について前項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる第十条の規定を適用する場合においては、同条中「国は」とあるのは、「地域振興整備公団」とする。

4 附則第二項本条の規定にかかわらず、地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、平成十四年度の開始の日から平成二十二年年度の終了の日までの間に限り、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下この項において「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、附則第二項

ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。この場合において、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、公団法第二十四条の二中「第三号及び第四号の業務」とあるのは「第三号及び第四号の業務並びに産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段」とする。

5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前項の規定により公団が支給する利子補給金について準用する。この場合において、同法第二条第七項を除く。中「各省各庁」とあるのは「地域振興整備公団」と、各省各庁の長とあるのは「地域振興整備公団の総裁」と、同法第一条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三條中「国」とあるのは「地域振興整備公団」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「地域振興整備公団の事業年度」と読み替へるものとする。

6 附則第二項の規定にかかわらず、第十一条から第十三条までの規定は、この法律の失効の際現に第六條に規定する地区である地区のうち政令で定める地区内において平成十三年年度の終了の日までに着手した特定事業の経費に対する国の負担又は補助の割合の特例については平成十八年度の終了の日まで、当該特定事業の経費に対する平成十八年度に係る国の負担金又は補助金については平成十九年度の終了の日まで、なおその効力を有する。この場合において、第十一条第一項中「前条に規定する地区」とあるのは「附則第六項前段の

政令で定める地区」と、同条第二項中「前条に規定する地区が第六條に規定する地区」とあるのは「附則第六項前段の政令で定める地区が鉱工業等の急速かつ計画的な発展を図るために特定事業を特に促進すべきものとして通商産業大臣が定める地区」と、第十二條第五項中「第十條に規定する地区」とあるのは「附則第六項前段の政令で定める地区」とする。

第四條 産炭地域振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二十四條の二中」第三号及び第四号の業務とあるのは「第三号及び第四号の業務並びに産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、第三十三條の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」と、同条を、公団法附則第十條第五項中「第一項から第三項までの業務」とあるのは「第一項から第三項までの業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」とするに改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第五條 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「と」を「、」と、第三十六條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに附則第十條」とするに改める。

第六條 地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

第一條中「行ない、並びに石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なう」とを行うに改める。

第八條中「十二人」を「七人」に、「三人」を「二人」に改める。

第十九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「を行なう」を「行う」に改め、同号イ中又は第四号を削り、同号ロ中「行なう」を「行う」に改め、同号ハ中「行なう」を「行う」に、「あわせて」を併せて「に改め、同項第三号中「あわせて」を併せて「に改め、同項第四号から第七号までを削り、同項第八号中、第三号及び第四号を「及び前号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「前項第四号に規定する土地を含む。この号及び第十九條の五において同じ。」及び「同項第四号に規定する工作物を含む。同条において同じ。」を削り、同項第二号及び第三号中、工業の再配置の促進及び同項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興を、及び工業の再配置の促進に改め、同条第四項中「第一項第八号」を「第一項第四号」に改める。

第十九條の三第二項中「及び第三号の業務、同項第四号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの並びに同項第八号」を、「第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「又は第四号」を削り、「同項第八号」を「同項第四号」に改める。

第十九條の四第二項中「又は第四号」を削る。

第二十條第二項中「又は第七号」を削り、同条第二項中「及び第七号」を削る。

第二十四條の二中「第一号及び第二号」を「次に掲げる」に改め、「第三号及び第四号の業務(以下「産炭地域振興業務」という。)に係るもの」とを削り、同条第一号中「付随」を「付随」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第三十三條の二第一項第三号中「及び産炭地域振興業務」を削り、同項第四号中「第十九條第一項第八号」を「第十九條第一項第四号」に改める。

附則第十條第一項中「同条第一項第四号」を

「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第二十号)以下「整備法」という。第六條の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「旧公団法」という。第十九條第一項第四号)に、「行つた貸付け」を行つた貸付け」に改め、同条に次の四項を加える。

2 公団は、当分の間、第十九條第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 整備法第六條の規定の施行の日前に旧公団法第十九條第一項第四号の規定により造成し、又は建設した土地及び工作物を管理し、及び譲渡すること。

二 整備法第六條の規定の施行の日前に旧公団法第十九條第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道を管理し、及び譲渡すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十九條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務及び前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、旧公団法第十九條第二項各号に掲げる業務(同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。)を行うことができると。

4 公団は、前項の業務を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

5 公団は、第一項から第三項までの業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別に勘定を設けて整理しなければならない。

附則第十一條中「前条」を「前条第一項から第三項までに、並びに附則第十條の業務」と、並びに附則第十條第一項及び第二項の業務に、

「第二十四條の二第二項第三号中」及び同項第五号から第七号までの業務とあるのは、「同項第五号から第七号までの業務及び附則第十條の業務」を「第三十三條の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び附則第十條第一項から第三項までの業務」に、「第二項並びに附則第十條」を「第二項並びに附則第十條第一項から第三項まで」に改める。

附則第十二條を次のように改める。

(役員に関する特例)

第十二條 公団に、役員として、第八條に定めるもののほか、当分の間、理事一人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、第十條第三項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第七條 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第七項中「平成十一年度」を「平成十三年度」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第八項を附則第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 附則第六項の規定による借入金のうち、平成十二年度又は平成十三年度に借り入れた借入金にあつては平成十九年三月三十一日まで

に、その他の借入金にあつてはその借入れをしたときから四年(平成十年度に借り入れた借入金にあつては三年、平成十一年度に借り入れた借入金にあつては二年)内に償還しなければならない。

附則第十項中「附則第七項又は」を削る。

附則第十一項及び第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

附則第十三項中「附則第七項」を「附則第六項」

15 前項の規定により読み替えて適用する第十二条第三項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内(平成十八年度に借換えをした一時借入金にあつては、平成十九年三月三十一日まで)に償還しなければならない。

21 平成十九年三月三十一日における附則第十二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定及び石炭勘定に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、この会計の権利及び義務となるものとする。この場合において、同項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化勘定又は石炭勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発)

及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。並びに附則第八條、第九條、第十三條、第十六條及び第二十二條から第二十七條までの規定は同年四月一日から施行する。

(臨時石炭鉱害復旧法の廃止に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の日(以下「廃止日」という。)前に同条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(以下「旧復旧法」という。)第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画(廃止日前に同項後段の規定による変更があつたとき、又は廃止日以後に次項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第四項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認可復旧基本計画」という。)については、旧復旧法第五十條から第五十三條の二まで、第五十四條、第五十六條の二、第六十三條、第六十四條第一項、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十二條の三、第七十七條(かんがい排水施設の維持管理に要する費用の支払いに係る部分に限る。)、第七十九條の三、第七十九條の四、第九十二條、第九十四條から第九十七條まで、第九十八條(第二項を除く。)、及び第九十八條の二から第九十九條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 認可復旧基本計画についての旧復旧法第四十八條第四項の規定による変更(前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧復旧法第五十六條の二第六項の規定、第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧復旧法第五十八條第三項の規定又は第六項の規定によりなおその効力を有することとされる旧復旧法第五十八條第三項の規定に係るものに限る。)

3 廃止日前に経済産業大臣が旧復旧法第五十三

條の三第一項各号に該当すると認めた鉱害の復旧に係る応急工事については、なお従前の例による。

4 廃止日前に旧復旧法第五十六條第一項の認可があつた実施計画(廃止日以後に第六項の規定によりなおその効力を有することとされる旧復旧法第五十六條第一項の規定による認可があつた実施計画を含む。以下この項において同じ。)については、旧復旧法第五十六條実施計画の変更に係る部分に限る。)、第五十八條、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條第一項、第六十九條から第七十二條まで、第七十二條の三から第七十六條まで、第九十四條から第九十六條まで、第九十八條(第二項を除く。)、及び第九十八條の二から第九十九條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

5 廃止日前に旧復旧法第五十六條第四項の規定により主務大臣に届け出られた実施計画に係る復旧工事については、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際現に旧復旧法第五十六條第一項の認可の申請がされている実施計画及び認可復旧基本計画に係る次に掲げる復旧工事の実施計画については、旧復旧法第五十五條、第五十六條、第五十七條及び第五十八條の規定は、なおその効力を有する。

一 廃止日前に旧復旧法第五十六條第一項の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事に附帯する工事

二 公共施設の復旧を目的とする復旧工事

三 家屋等の復旧を目的とする復旧工事(その施行が前号に掲げる復旧工事の施行と密接な関係があるものに限る。)

四 第二条の規定の施行の際現に鉱害の賠償に関する紛争について同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(以下「旧賠償法」という。)(第十一條の二の規定による裁定

の申請がされている場合において、旧賠償法第十一條の五の規定による裁定がされたときに当該裁定に基づいて実施する鉱害の復旧工事

7 廃止日前に旧復旧法の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、旧復旧法第五十二條の受益者、復旧工事の施行者又は関係人(以下この項において「鉱業権者等」という。)(が旧復旧法の規定によつてした手続その他の行為並びにこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はこの条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における廃止日以後に旧復旧法の規定によつてした処分及び鉱業権者等が旧復旧法の規定によつてした手続その他の行為については、旧復旧法第三條の規定は、なおその効力を有する。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 廃止日前に新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)(が買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償については、なお従前の例による。

2 廃止日前にされた交付の申請に係る石炭鉱山の整理促進交付金の交付、石炭鉱山規模縮小交付金の交付、石炭鉱山整理特別交付金の交付、石炭鉱山整理促進交付金又は石炭鉱山規模縮小交付金に係る鉱山労働者に対する支払及び新分野開拓促進補助金の交付については、なお従前の例による。

3 廃止日前までにその納付が完了していない第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(以下「旧構造調整法」という。)(第三十六條の納付金については、なお従前の例による。

4 廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第八号及び第九号に規定する設備資金に係る貸付金の償還については旧構

造調整法第二十五條第一項第八号及び第九号、第二十六條第二項第九号、第三十六條の四から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。)(の規定、第二条の規定の施行の際現に行われている旧構造調整法第二十五條第一項第十号及び第十号の二に規定する債務の保証については旧構造調整法第二十五條第一項第十号及び第十号の二、第二十六條第二項第十号、第三十六條の十三並びに第三十六條の十五から第三十六條の二十までの規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十一号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十一号、第二十六條第二項第十一号、第三十六條の二十一並びに同条第三項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。)(の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十一号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十一号の二、第二十六條第二項第十一号の二、第三十六條の二十二並びに同条第三項において準用する旧構造調整法第三十六條の九及び第三十六條の十一並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。)(の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十一号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十一号、第二十六條第二項第十二号、第三十六條の二十三並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造

調整法第三十六條の二十三第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十三号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十三号、第二十六條第二項第十三号、第三十六條の二十四並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條旧構造調整法第三十六條の二十四第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の二、第二十六條第二項第十五号、第三十六條の二十八並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一並びに第五十三條旧構造調整法第三十六條の八第五号において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の四、第二十六條第二項第十七号、第三十六條の二十九並びに同条第三項において準用する第三十六條の六、第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一並びに第五十三條旧構造調整法第三十六條の八第五号において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。

5 第二條の規定の施行の際現に機構が旧構造調整法第二十五條第一項第九号の二の規定により貸付けを行っている近代化機械の譲渡については、なお従前の例による。

6 第二條の規定の施行の際現に機構が行っている旧構造調整法第三十五條の十第一項ただし書に規定する出願に係る採掘権の取得及び処分については、なお従前の例による。

7 廃止日前に機構が旧構造調整法第二十五條第二項の認可を受けた業務については、なお従前の例による。

8 廃止日前に機構が発行した石炭鉱業合理化債券については、旧構造調整法第三十七條及び第三十七條の二の規定は、なおその効力を有する。

9 旧構造調整法第二十五條第一項第一号の規定により機構が保有している採掘権については、廃止日において鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十五條第一号の規定により取り消されたものとみなす。

10 前項の規定により採掘権が取り消された場合における機構についての鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「その者が鉱業を実施したことにより」とあるのは、「当該鉱業権の消滅の時における鉱区において鉱業が実施されたことにより」とする。

11 第二條の規定の施行の際現に旧構造調整法第二條に規定する鉱業権者又は租鉱権者である者についての鉱業法の適用については、同法第六十二條第一項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第 号。以下「整備法」という。第二條の規定の施行の日」と、同法第八十六條第一項中「租鉱権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは「整備法第二條の規定の施行の日」とする。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法)の廃止に伴う経過措置
第四條 第二條の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(以下「旧

炭鉱労働者法」という。第一章(炭鉱離職者(旧炭鉱労働者法第二條第二項に規定する炭鉱離職者)をいう。以下この条において同じ)に係る部分に限る。、第二章の二及び第二章の三の規定並びに第三章から第五章まで(炭鉱離職者に係る部分に限る。の規定は、廃止日前に旧炭鉱労働者法第八條第一項、第九條第一項又は第九條の二第二項若しくは第二項の規定に該当した者に関する、かつ、これらの者がそれぞれ発給を受けた手帳(旧炭鉱労働者法第八條第一項に規定する手帳をいう。以下この条において同じ)がその効力を有する間(手帳が効力を失う前又は効力を失うと同時に開始されたこれらの者に係る援護業務(旧炭鉱労働者法第二十四條第一項に規定する援護業務をいう。以下この条において同じ)については、その援護業務が終了するまでの間)においてのみ、その効力を有するものとする。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第五條 第二條の規定の施行の際現に旧賠償法第四條第三項の規定により機構が管理している鉱害賠償積立金については、旧賠償法第四條第三項から第五項まで、第五條から第八條まで、第十一條、第十二條第一項第一号、第十三條、第十四條、第二十三條及び第二十四條の規定(同条に係る罰則を含む)は、なおその効力を有する。

2 廃止日前に旧賠償法第十一條の二の規定によつてした裁定の申請については、なお従前の例による。

3 廃止日前に機構が貸付けを行った旧賠償法第十二條第一項第二号及び第三号に規定する資金に係る貸付金の償還については、旧賠償法第十二條第一項第二号及び第三号、第十三條から第十五條まで並びに第二十三條の規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二條の規定によりなおその効力を有する

ることとされる旧復旧法の規定により行う機構の業務については、旧賠償法第十二條第一項第四号、第十四條及び第二十三條の規定は、なおその効力を有する。

5 第二條の規定の施行の際現に旧復旧法第四十八條の三の規定により指定を受けている法人に対する旧賠償法第十二條第一項第五号の規定による経費の補助については、旧賠償法第十二條第一項第五号、第十四條、第十七條、第二十二條及び第二十三條の規定は、なおその効力を有する。

6 廃止日前に機構が発行した石炭鉱害債券については、旧賠償法第十八條の規定は、なおその効力を有する。

7 第二條の規定の施行の際現に旧賠償法第二十一條の規定により機構が管理している交付金の管理については、なお従前の例による。

8 第二條の規定の施行の際現に旧賠償法附則第十條第四項の規定により機構が管理している金銭及び国債については、旧賠償法附則第十條第四項、第十一條及び第十二條の規定は、なおその効力を有する。

9 機構は、前項に規定する金銭及び国債を、経済産業省令で定めるところにより、供託することとができる。この場合において、これらの金銭及び国債は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者が鉱業法第一百七十七條第一項の規定により供託したものとみなす。

10 廃止日前に旧賠償法の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人(以下この項において「鉱業権者等」という。)が旧賠償法の規定によつてした手続その他の行為並びにこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はこの条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における廃止日以後に旧賠償法の規定によつてした処分及び鉱業権者等が旧賠償法の規定によつてした手続その他の

行為については、旧賠償法第三条の規定は、なおその効力を有する。

11 旧賠償法又はこれに基づく命令の規定による廃止前の経済産業局長の処分及びこの条の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法の規定による廃止日以後の経済産業局長の処分の取消しの訴えについては、旧賠償法第二十五条の規定は、なおその効力を有する。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第六条 廃止日間の期間に係る第二条の規定による廃止前の石炭鉱業経理規制臨時措置法第六条の規定による監査については、なお従前の例による。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第七条 廃止日前に第二条の規定による廃止前の産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第三条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例による。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十四条の二に規定する産炭地域振興業務に係る勘定に所属する権利及び義務は、第六条の規定による改正後の地域振興整備公団法附則第十条第五項に規定する勘定に帰属するものとする。

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第九条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法以下この条において「新特別会計法」という。の規定は、平成十四年度の予算から適用し、平成十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の石炭並

びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法以下この条において「旧特別会計法」という。に基づく石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下この条において「旧特別会計」という。）の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の平成十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるとときは、新特別会計法附則第十二項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入にそれぞれ繰り入れるものとする。

2 第九条の規定の施行の際旧特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に所属する権利及び義務は、新特別会計法附則第十二項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ帰属するものとする。

3 旧特別会計の石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の平成十三年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しをするものは、新特別会計法附則第十二項に規定する石炭勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化勘定にそれぞれ繰り越して使用することができ、

(不服申立てに関する経過措置)

第十条 廃止日前に旧復旧法及びこれに基づく命令、旧構造調整法並びに旧賠償法及びこれに基づく命令の規定により行う処分並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における廃止日以後に旧復旧法及びこれに基づく命令、旧構造調整法並びに旧賠償法及びこれに基づく命令の規定により行う処分についての審査請求及び異議申立てについては、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六中「臨時石炭鉱害復旧法」を「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第 号。以下この条において「整備法」という。）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法」に改め、「昭和二十七年法律第二百九十五号」の下に、以下この条において「旧復旧法」という。を加え、

「負担し、若しくは同法を」負担するために要する経費若しくは整備法附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる応急工事に關し旧復旧法に、「同法第九十四条第二項を、整備法附則第二条第一項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧復旧法第九十四条第二項に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十三条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を」石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の二を削る。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 地方公共団体又は機構が附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる

場合及び同条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復旧法によって行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業は、土地収用法第三条の土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とみなす。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第十六条 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を」石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十七条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 削除

(治山治水緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合又はなお従前の例によることとされる場合における旧復旧法第二条第二項に規定する復旧工事に關する事業は、治山治水緊急措置法第二条第三項に掲げる事業とみなす。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十一号を削り、第十一号の二を第十一号とする。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法第二条第一項、第十五条、第十七条第二項、第二十五条の三、第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六の規定の適用については、これらの

とにかんがみ、石炭並びに石油及びエネルギー需
給構造高度化対策特別会計石炭勘定において平成

できることとする等必要な措置を講ずるとともに、関係法律を廃止し、併せて所要の経過措置を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、石炭鉱業を巡る諸情勢からみて、石炭鉱業の構造調整等を完了させることができる状況にあることにかんがみ、平成十三年度末までの現行石炭政策の期限内に石炭対策を完了するために必要な財源対策等の措置を講ずるとともに、経過措置等を定めた上で、石炭対策関係諸法の廃止等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

(一) 現行の石炭政策期間内に石炭対策を完了するために必要な財源について、平成十二年度及び平成十三年度において石炭勘定の負担による借入等を可能とする。

(二) 石炭勘定を平成十三年度末をもって廃止するとともに、法律名を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」と改め、平成十八年度末までの間、借入金償還に係る暫定的勘定を設置する。

2 石炭対策の完了等に伴う関係法律の廃止等

(一) 臨時石炭鉱害復旧法、石炭鉱業構造調整臨時措置法、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法、石炭鉱害賠償等臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律に必要経過措置等を定めた上で、平成十三年度末をもって廃止する。

(二) 産炭地域振興臨時措置法の法失効に伴う激変緩和措置として、特定地域内において

平成十三年度末までに着手した特定公共事業に係る国の負担割合の特例措置を、平成十八年度末まで継続する。

(三) 臨時石炭鉱害復旧法廃止に伴い必要な浅所陥没復旧業務を行う指定法人の指定要件の変更等を行う。

3 地域振興整備公団法及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

地域振興整備公団が行う産炭地域振興業務並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う石炭鉱業構造調整業務及び石炭鉱害賠償業務について、平成十三年度末をもって終了することとし、平成十四年度以降、当分の間行う経過業務等について規定する。

4 施行期日等

(一) 施行期日

本案は一部を除いて公布の日から施行する。

(二) 経過措置等

その他罰則等所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業を巡る諸情勢にかんがみ、現行石炭政策期間内に石炭対策を完了するために必要な財源確保のための措置、法廃止及び法失効に伴う激変緩和のための経過措置規定の整備等を講じた上で石炭対策関係諸法の廃止を行うものとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定の歳入予算に、借入金八百二十六億円が計上されている。右報告する。

平成十二年三月六日

石炭対策特別委員長 土肥 隆一
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿
〔別紙〕

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

議 決

昭和三十年代より約四十年の長期にわたり実施されてきた総合的な石炭対策も最終局面を迎えるところとなったが、石炭対策を円滑に完了するためには、現行石炭政策期間内における万全の取り組みと、政策終了に伴う激変緩和措置等に遺漏なきを期することが必須の前提である。

よって政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国内石炭鉱業が自立と長期存続に向けて行う合理化や経営多角化・新分野開拓等の努力に対し、鉱山保安対策、雇用対策、地域対策、中小企業支援策等の一般諸施策を最大限活用する等引き続き支援すること。

二 池田炭鉱の坑内火災事故の原因究明と徹底した再発防止策を講ずるとともに、操業体制の円滑な再構築と今後の保安体制整備等について格段の助成策を講ずること。

また、生産再開に至るまでの同炭鉱への金融支援と影響を受ける従業員、中小零細企業等対策に最大限努力すること。

三 産炭地域振興臨時措置法の失効に伴う激変緩和措置の対象となる市町村の指定については、広域的な地域振興の視点も加味しつつ、地域経済活動の沈滞及び自治体財政の困窮、過疎地域等の地域の現状を総合的に判断し、行うこと。

四 再生過程にある産炭地域の一層の浮揚を図る観点から、産炭地域関係各省庁等連絡会を積極的に活用し、公共事業の優先的実施等により引き続き配慮するとともに、産炭地補正等産炭地域自治体に対する地方財政上の措置の継続を図ること。

なお、産炭地域振興の担い手となる中核的事業主体について、地域の要請に応じた円滑な事業活動が可能となるよう現行石炭政策期間内に基金の増強等体制を整備するとともに、その柔軟な運用を可能とすること。

五 炭鉱離職者の雇用対策については、今後の石炭鉱業の合理化の状況及び関係地域の雇用失業情勢等を踏まえつつ、法廃止後も含め、適切な十分な対策の推進に努めること。

また、産炭地域開発就労事業については、就労者の自立促進や同事業の終息に伴う激変緩和のための措置に十分配慮すること。

六 現行石炭政策期間内における累積鉱害の完全解消に向けて、関係機関及び自治体との一体的な協力のもと、引き続き全力で取り組むこと。

また、浅所陥没等の適切な処理体制を構築するため、指定法人の設立に向けた早急な環境整備に取り組み、必要な財政措置を講ずること。

七 稼行炭鉱を活用した「炭鉱技術移転五ヶ年計画」の実施に当たっては、海外炭の安定供給確保の重要性にかんがみ、国際技術移転事業が実効性あるものとなるよう海外産炭国との事前調整等実施に向けた準備を着実に推進すること。

また、国内稼行二炭鉱が保安技術等の本格的な技術研修の実施現場として活用されることから、最新鋭の保安設備等を整備するための十分な措置等に配慮すること。

八 長年累積炭害解消に尽力してきた新エネルギー・産業技術総合開発機構炭害本部職員の処遇等雇用対策について、新エネルギー・産業技術総合開発機構本部への配置転換を含め、職員の意向を可能な限り尊重し、対応すること。

九 石炭利用の総合的な推進を図るため、クリーン・コールテクノロジーの開発・普及施策を積極的に推進するとともに、次世代のクリーンエネルギーであるDME(ジメチルエーテル)の開発・実用化に向けた施策の展開に努めること。

平成十二年三月七日 衆議院會議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	東京一〇五八四四五番四号虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇円